

4. 在留手続き

在留資格は、留学生として日本に滞在するために必要な資格です。在留資格を取得すると「在留カード」が発行されます。身分証の代わりになる重要な証明書ですので、常に携帯し、紛失しないようにしてください。在留資格証明に記載された期間を過ぎて滞在したり、「留学」以外の活動を行ったりする場合には、申請や更新などの手続きが必要になるので注意してください。

在留資格「留学」の失効

本学を卒業・修了・退学・除籍・休学になると「留学」の在留資格を失うことになるので、速やかに帰国しなければなりません。在留期間が残っていても、卒業・修了・退学・除籍・休学となると、在留資格が「留学」のままでは日本に滞在できません。日本を出国する前に、入国管理局に「活動機関に関する届出」を14日以内に提出して、日本を出国することを届け出てください。在留期間が残っている場合は、出国時に審査官へ事情を説明し、在留資格の取り消しを申し出てください。出国するときは、出国カードに記入して提出する必要があります。

在留資格取消制度

在留資格に該当する活動を行うことなく、日本に3ヶ月以上滞在すると、在留資格が取り消されます。「留学」の在留資格では、大学での学修を行っていない、もしくは卒業・修了・退学・除籍・休学となった後も日本での滞在を続けると、在留資格取消の対象となります。

在留資格が取り消されると、悪質な場合は即日強制退去となり、5年間日本へ入国できなくなることもありますので、注意してください。退学・休学の予定がある場合は、必ず事前に美術教務担当・音楽教務担当に連絡してください。

しかくがいかつどう

資格外活動（アルバイトなど）

にほんこくない ざいりゅうしかくがい かつどう しゅうろう ばあい きよか ひつよう
日本国内で在留資格以外の活動（就労・アルバイトなど）をする場合は許可が必要
きよか な しかくがいかつどう おこな いはんようぎ いがい つみ てきはつ う
です。許可無く資格外活動を行うと、違反容疑およびそれ以外の罪により摘発を受け
ばあい さい かなら しかくがいかつどうきよか しゅとく ないよう
る場合があります。アルバイトをする際は、必ず資格外活動許可を取得し、アルバイト内容
きんむじかんすう しかくがいかつどうきよか はんい ない おこな
・勤務時間数など、資格外活動許可の範囲内で行ってください。

ざいりゅうきかん こうしん

在留期間の更新

ざいりゅうきかん こうしん にゅうこくかんりきよく ひつようしよるい じぜん かくにん
在留期間を更新するときは、入国管理局に必要な書類を事前に確認してください。
だいがく しょうめいしょ ひつよう ばあい はっこう にちていと
大学からの証明書が必要な場合は、発行までに3日程度かかります。
ざいりゅうきかん こうしん しんせい かけつまえ ざいりゅうしかく きげん かくにん はや
在留期間の更新の申請は3ヶ月前からできますので、在留資格の期限を確認し、早
こうしんてつづ おこな
めに更新手続きを行ってください。

ざいりゅうきかん こうしんなど とう しかくがいかつどう とどけでさき
<在留期間の更新等，アルバイト等の資格外活動の届出先>

おおさかにゅうこくかんりきよく きょうとしゅつちようじよ
大阪入国管理局 京都出張所

きょうとしさきょうくまるたまち かわばたひがしいる ひがしまるたちよう きょうとだいに ちほうごうどうちようしゃ かい
京都市左京区丸太町川端東入丸太町 34-12 京都第二地方合同庁舎 4階

TEL : 075-752-5997 FAX : 075-762-2121

きよじゅうち とどけで

居住地の届出

にほん にゅうこくご かなら にちいない きよじゅうち もよ くやくしよ ししよ とどけで
日本に入国後、必ず14日以内に居住地を最寄りの区役所・支所に届出なければな
りません。

ひ こ きよじゅうち か ばあい いどう にちいない かなら とど で
また、引っ越しなどで居住地が変わる場合も、移動してから14日以内に必ず届け出
とど で ばあい ざいりゅうしかく と け ばあい
てください。届け出ない場合は在留資格が取り消される場合があります。